

第53回宇都宮市都市計画審議会議事録

平成24年7月13日(金)
午後1:30~
14A会議室

出席委員	1号委員 一木明委員, 横尾昇剛委員, 岡田豊子委員, 加藤一克委員, 小野口睦子委員, 森本章倫委員, 安藤英夫委員
	2号委員 木村由美子委員, 五月女伸夫委員, 塚田典功委員
	3号委員
代理出席	3号委員 伊沢広夫委員 (代理出席者: 齋藤 和利) 田村穰委員 (代理出席者: 栗原 幸雄) 石川二三男委員 (代理出席者: 塚野 重徳)
	(計13名)
欠席委員	森賢一郎委員, 今井恭男委員 (2名)
出席幹事	羽石潔幹事, 宇梶嘉修幹事, 平手義章幹事, 伊沢敬一幹事, 池田潔幹事, 鈴木勝雄幹事, 田辺義博幹事, (7名)
(臨時幹事)	山中昌幸幹事 (1名)
事務局	高橋裕司書記, 大貫真一書記, 松本朝行書記 (3名)

高橋書記

それでは、只今から、「第53回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、会議次第、議案書（第1号）、説明資料として、A3版の議案第1号「宇都宮市都市計画道路の変更」（栃木県決定）、本日の配布資料として、宇都宮市都市計画審議会委員名簿、宇都宮市都市計画審議会関係資料となっております。不足しているものがありましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたり、羽石都市整備部長より、ご挨拶申し上げます。

羽石幹事

ただいま、当審議会委員改選にあたり、委員を快くお引き受けいただきまして御礼申し上げます。

本日は、皆様大変お忙しい中、審議会にご出席いただき、また、日頃から、本市の市政全般にわたりまして、ご支援、ご協力をいただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、本市では、平成22年4月に「第2次都市計画マスタープラン」を策定し、「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現により、人々が集い、賑わい、憩うことのできる環境や、人々が暮らし続けることのできる環境が、将来にわたって持続可能である都市を目指してまいりたいと考えております。

その一方でご承知のとおり、都市を取り巻く環境が非常に大きく変化をしており、ますます厳しさを増しているところです。

本市におきましても、人口減少への突入、少子・超高齢社会の到来が目前に迫っており、さらには環境問題や厳しい財政状況など、まちづくりを取り巻く環境が大きく変化しているところです。

本市が今後とも持続可能なまちづくりを進めて行くため、都市計画行政に課せられた役割は、非常に重要であると考えております。

委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場からご議論いただき、望ましい宇都宮市の都市計画の実現に向けて、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

高橋書記

今回は、新委員の委嘱を行いまして、初めての審議会でございます。

新たに委員としてお願いした方もいらっしゃいますので、ここで、委員の皆様のご紹介と、幹事・事務局職員の紹介をさせていただきます。

各委員

《挨拶・自己紹介》

高橋書記

ありがとうございました。

続きまして、幹事及び事務局職員を紹介いたします。

まず、幹事の紹介をいたします。

各幹事

《挨拶・自己紹介》

続きまして、今回の審議にあたり、臨時幹事が出席しておりますので紹介いたします。

臨時幹事

《挨拶・自己紹介》

高橋書記

続きまして、事務局職員の紹介をいたします。

事務局

《挨拶・自己紹介》

高橋書記

続きまして、会議の公開及び傍聴者数の報告を致します。

本日の会議については、宇都宮市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する情報はありませんので公開となります。傍聴者はございません。

ここで、議事に入ります前に、事務局より本会の成立についてご報告いたします。

大貫書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でございます。これは、当審議会条例第6条でございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

高橋書記

それでは、早速「3. 会長選出及び職務代理者指名」に入らせていただきます。

本日の会議でございますが、当審議会条例第6条により「会議は会長が議長となる」とありますが、本日は、委員委嘱後最初の会議でございますので、まだ、議長の職務を行う方がいらっしゃいません。つきましては、議長が決定するまでの間、事務局で議事を進行してまいりたいと存じます。よろしいでしょうか。

各委員

異議なし

高橋書記

ありがとうございます。

それでは、まず会長選出でございますが、会長につきましては、当審議会条例第5条により「学識経験者である第1号委員から選出する」とございます。委員の皆様の中から、ご推薦いただきたいと思います。

安藤委員

宇都宮市のまちづくりに関して、多岐にわたりご活躍されている森本委員を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

高橋書記

只今、安藤委員から森本委員を会長に推薦する旨のご意見がございました。他にご意見ございますか。

他にご意見がないようですので、お諮りいたします。

当審議会の会長として森本委員を選出することについて、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし

高橋書記

それでは、ご異議が無いようですので、森本委員を会長にすることに決定いたします。

恐れ入りますが、森本委員は会長席にお移りいただきますようお願いいたします。

なお、会長職務代理者につきましては、当審議会条例第5条に「委員のうちから、会長があらかじめ選出する」旨定められておりますので、森本会長にお任せいたします。

それでは、議長を森本会長をお願いいたします。この後の議事の進行をよろしくをお願いいたします。

森本議長

只今、会長に推薦いただきました森本です。

大変な重責を担うということになり、気を引き締め会長職を努めたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

先ほど、部長の方からもお話ありましたように人口減少社会ということでかなり厳しい状況が推定されます。

これから都市間競争になり、勝ち残る都市とそうでない都市がはっきりしてきます。是非、宇都宮市が栃木県の中心だけではなく、北関東の中心となるように都市計画を頑張って頂きたいと思います。

忌憚のないご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

はじめに会長職務代理者の選出でございますが、先ほどの説明のとおり、会長が指名すると定められてございます。誠に僭越ですが、私から指名させていただきます。

本審議会は、本市の特徴を反映しながら適正で迅速な調査審議を行っていく必要があると考えます。つきましては、市政の造詣の深い市議会議員からお選びしたいと思いますがいかがでしょうか。

塚田委員

市議会議員の中で議員経験が豊富な、今井委員を推薦したいと思います。なお、今井委員には職務代理者就任について了解を得ております。

森本議長

それでは、市政全般に高い見識をお持ちである、今井委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会条例の施行規則第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、一木明委員と横尾昇剛委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議題といたしまして、議案は1件となります。

この議案につきましては、平成24年7月3日付、宮都第208号にて市長から諮問がなされております。審議内容は、開催通知でご案内しております、都市計画道路の変更に関する案件で議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更」3・4・102号 宇都宮日光線、3・4・106号 塙田平出線でございます。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、「宇都宮都市計画道路の変更」について事務局より説明をお願いします。

田辺幹事

それでは、お手元の資料に基づいてご説明いたします。議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について 3・4・102号 宇都宮日光線 及び 3・4・106号 塙田平出線」をご説明いたします。

この度の議案は、栃木県決定の都市計画変更でありますので、栃木県より宇都宮市あてに都市計画の変更について意見の照会がなされたものであります。資料につきましては、第1号議案書とA3版の「説明資料1」を併せてご覧いただきながら、ご説明したいと思います。

まず、議案書についてご説明いたします。議案第1号の1ページをお開きください。今回変更しようとする「3・4・102号 宇都宮日光線」及び「3・4・106号 塙田平出線」の変更後の計画書であります。

変更の理由であります。最下段にありますように「将来の土地利用、交通の見通しを勘案し、自動車、自転車及び歩行者の安全で円滑な交通処理を行うため、本案のように変更しようとするもの」であります。詳細につきましては、この後ご説明させていただきます。

次に2ページをお開きください。こちらは「宇都宮日光線」

の新旧対照表となっております。上段が変更後で、下段の括弧書が変更前となっておりますが、今回は都市計画道路区域の一部の変更となるため、この表自体の変更部分はありません。

変更部分につきましては、最下段の米印にありますように、本路線のうち「3・2・101号 大通り」との交差部から「埴田平出線」との交差部までの区間約290mにつきまして、幅員を20mから26mに変更しようとするものであります。また、「埴田平出線」から「3・5・105号 松原埴田線」までの区間約330mにつきまして、幅員を20mから25mに変更しようとするものであります。

3ページをお開きください。こちらは「埴田平出線」の新旧対照表となっております。こちらにも上段が変更後で、下段の括弧書が変更前となっておりますが、今回は都市計画道路区域の一部の変更となるため、この表自体の変更部分はありません。変更部分につきましては、最下段の米印にありますように、本路線のうち起点から「3・6・101号 県庁西通り」との交差部までの区間約540mにつきまして、幅員を20mから26mに変更しようとするものであります。

次に4ページをお開きください。こちらは総括図でございます。図中の縦方向に走る赤の太い実線が、「宇都宮日光線」の位置を示しております。横方向に走る赤の太い実線が、「埴田平出線」の位置を示しております。また、青の破線の円で示しております箇所が、今回都市計画の変更を予定している箇所になります。

続きまして5ページをお開きください。こちらは計画図になります。赤の実線で示しておりますのが、変更後の道路区域であります。縦方向が「宇都宮日光線」、横方向が「埴田平出線」であります。

次に6ページをお開きください。こちらは新旧対照図になります。黄色の実線が変更前で、赤の実線が変更後を示しております。縦方向が「宇都宮日光線」、横方向が「埴田平出線」であります。

以上が「議案第1号」の概要でございますが詳細につきましてはお手元のA3版の「説明資料1」をご覧くださいと思

います。「説明資料1」の左側をご覧ください。

「1. 上位計画の位置付け」についてであります。本市では、都市の骨格を形成する道路網である3環状12放射道路の整備を推進しております。3環状の一つである都心環状線は、右側の図の青の実線で示しております。左側の縦の線で示している宇都宮日光線と、上の横の線で示している塙田平出線と、右側の縦の線で示している今泉川田線と、下の横の線で示している宇都宮水戸線の4つの都市計画道路で構成されており、本市の都心部の外郭を形成している極めて重要な道路であります。

平成8年3月に県で策定しました宇都宮都市圏都市交通マスタープランにおいて、都心部における通過交通の排除、アクセス交通の整流、市街地の骨格形成などの観点から都心環状線の全環状化及び4車線化の整備を図ることとしており、また、平成22年4月に策定しました本市都市計画マスタープランにおいても都心環状線の4車線化の整備を推進しております。

次に「2. 現状」についてであります。右側の「総括図」と合わせてご覧ください。「宇都宮日光線」は、不動前5丁目を起点とし、本市中心部を縦断し、下金井町まで連絡する延長約9,670mの幹線街路であります。本路線のうち「3・3・102号 宇都宮水戸線」との交差点から「塙田平出線」までの区間は、都心環状線の一部として位置づけられており、また、「3・2・102号 桜通り平出線」との交差点以北につきましては、12放射道路の一つとして位置付けられており、都市の骨格を形成する極めて重要な都市計画道路であります。本路線の都市計画は、昭和47年3月に当初決定され、平成13年1月に車線数を決定し、同年9月に「桜通り平出線」との交差点の幅員の変更を行い現在に至っております。

続きまして、「塙田平出線」は、小幡1丁目を起点とし、本市中心部を横断し平出工業団地まで連絡する延長約4,980mの幹線街路であります。本路線のうち起点から「3・3・106号 今泉川田線」との交差点までの区間は、都心環状線の一部として位置付けられており、都市の骨格を

形成する極めて重要な都市計画道路であります。本路線の都市計画は、昭和47年3月に当初決定され、平成13年1月に車線数を決定し現在に至っております。

裏面左側をご覧ください。「3. 変更する都市計画の理由と内容」についてであります。下の変更位置図をご覧ください。変更位置図において、水色の点線で囲んだ地区が、小幡・清住地区となります。「宇都宮日光線」と「埴田平出線」の交差部を含む小幡・清住地区は、安全・安心で快適な居住環境の形成を図るため、土地区画整理事業による基盤整備を計画しているところであります。

小幡・清住地区内の「宇都宮日光線」と「埴田平出線」は、都市の骨格である都心環状線の一部を形成しておりますことから、当該地区の基盤整備計画と合わせて、将来の土地利用や交通の見直しを勘案し、都市計画を変更しようするものであります。「宇都宮日光線」につきましては、円滑な自動車交通処理を行うとともに、沿道の土地利用や歩行者・自転車の安全で円滑な交通処理のため、「3・2・101号 大通り」との交差部から「埴田平出線」との交差部までの延長約290mの区間につきまして、道路幅員を20mから26mに変更し、「埴田平出線」との交差部から「3・5・105号 松原埴田線」の交差部までの延長約330mの区間につきまして、道路幅員を20mから25mに変更しようとするものであります。

続きまして、「埴田平出線」につきましては、円滑な自動車交通処理を行うとともに、沿道の土地利用や歩行者・自転車の安全で円滑な交通処理のため、「宇都宮日光線」との交差部であります起点から「3・6・101号 県庁西通り」との交差部までの延長約540mの区間につきまして、道路幅員を20mから26mに変更しようとするものであります。右側は「新旧対照図」となっております。黄色の実線が変更前、赤の実線が変更後となっております。その下は参考図として「横断図」となっております。

今回の都市計画道路の変更につきましては、小幡・清住地区の土地区画整理事業に係る関係地権者の皆様には、予てより土地区画整理事業と合わせた説明をしているところでござ

いますが、平成24年2月に土地区画整理事業の説明会を開催いたしました。土地区画整理事業区域外の釜川優橋から県庁西通りまでの本町区間に係る関係地権者の皆様を対象に、平成23年8月と平成24年2月に説明会を開催いたしました。

また、この都市計画案につきましては、「県のホームページ」をはじめ、「広報うつのみや」や「市のホームページ」でお知らせし、縦覧を行いました。都市計画法16条に基づく「構想の縦覧」を4月6日から20日までの2週間、「栃木県都市計画課」、「宇都宮土木事務所」、「宇都宮市都市計画課」で縦覧を行った結果、縦覧者は12名ございました。意見の申し出が1名ございましたが、公述を希望しなかったため、公聴会は中止となりました。

また、都市計画法17条に基づく「都市計画案の縦覧」を6月5日から19日までの2週間、「栃木県都市計画課」、「宇都宮土木事務所」、「宇都宮市都市計画課」で縦覧を行った結果、縦覧者は1名ございましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について3・4・102号 宇都宮日光線 及び 3・4・106号 塙田平出線」の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

一木委員

県が計画したものなのか、それとも市が計画したものなのでしょうか。

田辺幹事

こちらの案件は県決定の案件でございますが、案の作成については宇都宮市も一緒に検討、作成したところでございます。塙田平出線、宇都宮日光線につきましてはこの区間は市道でございますが、この区間の先に県道部分がありますことから県決定となっております。そのため、宇都宮市に意見を求めているということになります。

一木委員

埴田平出線の拡幅の範囲は県庁西通りで止まっていますね。私もよく利用するので、道路状況は把握しているつもりです。常識的に考えて、県庁の東側までふくめるなどし、拡幅区間をもう少し東に伸ばす方が合理的ではないかと思うのですが、その点について何か理由があれば教えて頂きたいのですが。

田辺幹事

今回の変更の契機といたしまして、小幡清住土地区画整理事業が事業化に向けて進んでいることにあわせ、今回の変更が具体になってきたわけですが、都市計画マスタープランにおいても都心環状線が4車線化と位置付けられておりますので、当然東側についても拡幅の予定を考えております。

ただ、現在の土地区画整理の事業認可の進展に合わせまして、一定の整備効果の発現ができる区間として、県庁西通りまでを変更区間としたところではありますが、その東側については引き続き変更の検討をしてみたいです。

森本議長

ネットワークといたしましては一木委員が言われたことが都市計画マスタープランにも書かれております。ただ、全線一気にというわけにもいきませんので今回はここまでということですね。

横尾委員

細かいところですが、横断図のイメージ図で、歩道区間に真ん中に木がありますが、このような形で進んでいくのか、単なるイメージなのかということと、歩道区間の表面の仕様や街灯は、この場で検討するのか違う場で検討するのかあわせて教えて頂きたいと思います。

田辺幹事

歩道につきましては、空間として5メートル必要ということでイメージ図を記載しております。整備の仕様につきましては事業化の際に改めて検討していくことになります。

植栽を真ん中にしたのは、歩行者と自転車の分離とすることでこういう構成もあるのではないかと、イメージを記載したところです。今回は区域を決定するもので、具体的な整備の内容につきましては事業化の際に改めて検討していくことになります。

安藤委員

埴田平出線は現在の道路の拡張だと思いますが、宇都宮日光線の場合はそうではなく、かなりの土地買収などがあると思います。小幡清住地区はかなり前からこの話があり、先送りになっていたかと思うが、概ねどういうスケジュールでいつ頃このような形になるのか教えて頂きたい。

山中臨時幹事

小幡清住地区の土地区画整理事業に向けた状況でございますが、都市計画道路の用地を生み出すために平成22年度から用地の先行買収に入っております。全体としましては約23,000平方メートルの先行用地取得が必要になってまいります。現在で1,600平方メートルの取得状況ですのもう少し時間がかかる予定でございます。土地区画整理事業認可の予定につきましては、今年度末を目指して権利者の合意形成を進めているところでございます。2月に実施しました全体説明会におきましては、区画整理の事業化を望む意見が大多数であり、これまでの意向確認によると約7割の方から、事業化への理解をいただけているところでございます。

また、整備の予定につきましては小幡・清住地区は住宅が密集しておりますので、土地区画整理事業に15年程度はかかるかと思いますが、その期間の中で優先的に整備をしていく必要があると考えております。

森本議長

ご意見・ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更」について、「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

全委員

異議なし

森本議長

それでは、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

以上で本日の議事につきましては、終了致します。

続きまして、「5. その他」ですが、事務局から報告等をお願いいたします。

松本書記

報告でございますが、次回開催は8月28日、火曜日、午

後1時30分からを予定しております。

なお、議案と致しまして、「テクノ地区都市公園の決定」、「大通り地区における景観形成重点地区の指定」、「風致地区条例制定及び公園条例等制定」についての3件を予定しております。

一木委員

私からよろしいでしょうか。LRTの話が新聞等に頻繁に登場しております。先日も、ある教授が都市計画との関係でどのように議論をするのか疑問を呈しておりました。

私は委員として都市計画マスタープランの策定に関わってきましたが、マスタープランの中でLRTがどのように扱われたかという、私の記憶では東西交通の1つの選択肢として位置付けられていると思います。要するにLRTの導入を前提とした都市計画ではなかったと記憶しています。

東西の柳田街道のすぐ近くに産業廃棄物の中間処理施設ができるという問題を議論したときにも、LRTができるかもしれないのにこのような近い位置にそのような施設を造っていいのかという議論をした記憶があります。そのときにもLRTというものが明確では無かったために議論としては活発ではなかったと理解しています。

都市計画とLRTというものは切っても切れない問題だと私は理解しています。

こちらの都市計画審議会が都市計画を決めて行くに当たって非常に重要な審議会であることは間違いありません。

だとすれば、この審議会の中で相当長期的に計画を立ててLRTの問題、LRTと都市計画の問題などを議論しておかないと、1回や2回のその場しのぎの議論で審議会の任務が果たせるか私は疑問に思っています。

この審議会は、諮問に答えるだけでなく、自発的に議論をして各機関に建議をできるという権限もあるようなので、抽象的な言い方ではありますが、ある程度長期的な展望に立ってLRTとまちづくりについて審議会の中で見解をまとめておくべきではないのかと思ったものですからご意見申し上げます。

森本議長

どういたしましょうか。事務局の方、ご意見をいただいたと

いう形でもよろしいでしょうか。

田辺幹事

L R Tの今後の都市に関わる関係と言うことで、様々な形で議論されております。特に都市計画マスタープランの中にも今委員がおっしゃられたようにL R T等という形で東西の軸というような位置付けで記載がありますのでその方向は検討しているところでございます。

L R Tに関する専門的な委員会や懇談会での議論もありますので、こちらの審議会の中でも議論の経過などをご紹介し、そこでの議論が深まるような取り組みを関係機関の方と検討し、そのやり方については会長とも相談させていただきます。

最終的な都市計画決定の前に途中経過として議論が出来るような場を検討していきたいと考えております。

一木委員

今おっしゃられたように、マスタープランの中では東西交通の軸の1つとして位置付けられていたと理解しています。それがL R Tなのかその他の交通手段なのかということについては相当違いがあるだろうと思います。L R T等という表現ですむのだろうかと思います。都市計画においても相当な違いがあると思います。その点をあいまいにしておいていいのかというのが私の考えです。

5～6年前は市でL R Tを推進されていたが、いつの間にかそのような話も無くなってしまっていて、またここに来てL R Tの話が出てきたということで、その途中経過が全然分かりません。それなので都市計画にどのように反映させるかということもあまり議論が出来ない状態です。

たまたまマスタープランの作成時点がL R Tの導入のピークなのか谷なのかによって変わってしまうということは、計画的な都市計画という点からはどうなのだろうかと思っています。短期的な波の変動に左右されることなく長期的な位置づけでやらなきゃいけないと思います。

森本議長

はい、わかりました。先ほど都市計画課長からもお話あったような形で少し議論させていただきながらここで検討すべき内容であれば皆さんにお諮りしたいと考えます。

L R Tについても、皆さんにお諮りした上で都市計画マスタープランに記載したという事実もございます。過去のことも踏まえつつ、どのような方向性が宇都宮市にとって望ましいのかという前向きな議論が出来ればと思っております。本日は手元にそのような資料がありませんのでまた機会がありましたらそのような議論ができればと思います。

それでは、これをもちまして「第53回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。

第53回宇都宮市都市計画審議会

会 長

森 本 章 倫

議事録署名委員

一 木 明

議事録署名委員

横 尾 昇 剛